# フランスにおける 新型コロナウィルス感染の影響下での障害者雇用支援について

○小澤 真(大阪府立大学 高等教育推進機構 講師)

# 1 はじめに

新型コロナウィルスの世界的感染拡大に伴い、フランスのように都市の封鎖を行った国も少なくない。我が国は免れたものの、将来的に同様の状況にならないという保証はなく、今回の各国の対応策を記録しておくことは有益であろう。今回は雇用率制度にかかる拠出金(納付金)を管理し、民間企業への障害者雇用に関する支援を行っている障害者職業参入基金管理運営機関(以下「Agefiph」という。)の支援をクローズアップしてみたい。まず、フランス国内における対応とAgefiphの対応を時系列によって並べた表から大まかな状況把握をするところから始める。そして次に、Agefiphの行った緊急特例支援についてまとめ、最後に考察を提示し、結論に代えたい。

# 2 政府およびAgefiphの対応

まず、国内の状況とAgefiphの対応を並べたものを表1に示す(参考サイト2、3参照)。

# 表 1 国内の状況及びAgefiphの対応

			Agefiph
3	12	・大統領テレビ演説(1)	
	13	<ul><li>・就業停止支援について労働省発表</li></ul>	
	14	・警戒レベル2から3へ	
	16	・大統領テレビ演説(2)	<ul><li>Agefiphでの窓口は停止、従業員はテレワークに</li></ul>
	17	・外出禁止令(最低15日 間の予定) ・企業支援規模450億€に ・30日間のEUとEU圏外の 渡航禁止	
	19	・政令2020.3.19のアレテ	
	22	・国会、公泰衛生非常事態 を採択	
	23	・政令D2020-293	・書類送付等遅滞を認める 方針
	24	・外出規制、罰金の強化	
	25	<ul><li>コロナ期間の労働基準緩和</li><li>・政令2020.3.25のオルドナンス</li></ul>	
	27	<ul><li>・外出規制を延長(予定 4/15まで)</li></ul>	
4	6		・公式発表「10の緊急特 例支援」
	13	・大統領テレビ演説 (3)	
	15	・医療従事者への特別手当 を決定 ・マスク着用奨励へ方針転 換	
	20	<ul> <li>高齢者施設面会再開</li> </ul>	
	22		・ウェブセミナー
	23	・コロナ対策経済支援補正 予算成立	・ウェブセミナー
	24		・緊急特例支援ガイド4月 版
	30	・保健省、暫定的外出規制 解除マップ発表 ・首相による5/11規制解 除以降の方針発表	・ウェブセミナー

5	1	<ul><li>一時失業補償や小企業 連帯支援金の延長、社会 保険料免除、6月からの若 者向け支援金など決定</li></ul>	
	- 5		・ウェブセミナー
	6	・障害者電子ブラット フォーム「モン・パル クール・アンディキャッ ブ」開始	
	7	・高齢者施設職員向け特 別手当 ・非常事態、7/10まで延 長を決定	・ウェブセミナー
	11	<ul> <li>外出規制段階的解除</li> </ul>	
	14		・ウェブセミナー ・コロナ下における障害労 機者へのHopとの共同アン ケート調査結果を発表 ・全個の研修訓練機関に遠 路教育に関する調査を開始
	19		・ウェブセミナー ・特例支援を9月末までに 延長 (降害者個人事業主支 援は12月末まで有効) ・見習契約、交互契約への 追加的支援を表明
	28		・ウェブセミナー
6	1	・観光、飲食等を除き給 与補償を100%から85%に	
	2	・外出禁止解除第二段階 (飲食等)	
	8		<ul><li>公式発表</li></ul>
	15	<ul><li>・欧州間の移動が可能に</li><li>・介護施設面会可能に</li></ul>	
	16	・パリ地域グリーンゾー ン、飲食等通常営業	
	22	<ul><li>幼稚園、小中学校再開</li></ul>	・緊急特例支援ガイド6月 版
L	23		・ウェブセミナー
	29		・テレビ会議
7	1	・欧州以外も護航可能に	
	2		<ul> <li>ウェブセミナー</li> <li>コロナ下における障害労働者へのIfopとの共同アンケート調査結果(第二回)を発表</li> <li>公式発表</li> </ul>
Г	3		・テレビ会議
	9	O Lo K - III -	・ウェブセミナー
	20	・屋内公共の場でのマス ク着用義務化	
8	13		・緊急特例支援ガイド8月 版

後述するAgefiphの緊急特別支援は3/16が一つの境目であるが、これは翌17日に外出禁止令が布かれるためであり、段階的解除は5/11を待たねばならない。Agefiphは3/16に対面での支援を中止しているが、遠隔による支援は継続している。そして4/6には緊急特例支援として10の施策を発表している。その後も7月に至るまでウェブセミナーなど活発な周知活動を続けている。

# 3 Agefiphの緊急特例支援

Agefiphの緊急特例支援は4/6に発表され、その後いくつかの変更・追加が加えられた。4月版(表2)、6月版(表3)、8月版(表4)が発表されている「緊急特例支援ガイド」(参考資料2)を基にして支援内容を確認していく。なお、4月版についてはAgefiph4/6公式発表、Agefiphブルターニュ4/10公式発表、Agefiphブルタンディ「コロナ対策支援」、Agefiphペイ・ド・ラ・ロワール公式発表(参考資料1および3~5)を参照した。

## 4 老窓

以上から考察すると以下の3点が指摘できるだろう。

## (1) 情報伝達の徹底

緊急特例支援の第一に挙げているのが情報の可視化である。まず、ウェブセミナーによる活発な情報発信を4月に行っている(表1参照)。さらにサイトによる新型コロナ関連の情報発信も確認できるだけで3月15件、4月52件、5月25件、6月20件、7月9件、8月6件と非常に多い(参考サイト1、8/29時点)。

## (2) 障害者個人事業主支援の重点化

次に緊急特例支援は障害者個人事業主を対象としたものが目につく。4月時点の10支援のうち3つまでが専ら個人事業主を対象としたものである。また支援期間も一般企業より長く、12月末までとされている。Agefiphは平時より個人事業主の育成・支援に力を入れており、この特例支援でも一つの骨子となっている。

## (3) 支援の柔軟性

外出禁止令の只中にあった4月時点の支援では「国民生活に必須の職種従事者に対する移動、住居、食費等の還付」が掲げられたが、ロックダウンが解除された6月の支援では「移動に関する支援」に変更され、対象も国民生活に必須の職種以外に拡大された。書類の審査だけでなく、支援そのものが時に応じ柔軟に策定されている。

## 緊急特例支援4月版(4/24発表)

補償は3/13に遡及される(グランテスト地域は3/1)。書類審査等については「好意的審査」「提出期限の柔軟性」「領収書による3/13以降への遡及性」の三原則に則る。特例 支援は9/30まで適用される。

### 1 利用可能な情報の可視化

・政府や他機関からの情報も含め、SNS等も利用し、情報(とりわけ予防、移動証明、施

#### 2 2020年障害者雇用義務徴収を6月に延期

- ・関連業務は3/15に開始されているが、徴収を6月末に延期、通知は改めてなされる。
- ・支払いが済んでいない企業は申請により加えて3ヶ月の延期が可能。
- ・2018年の関連証明書類の有効期限を6月中旬まで延期。

## 3 テレワーク環境整備への財政支援

- ・新型コロナ対策としてのテレワーク導入が対象 (3/13以前の労働協定などにテレワー クが盛り込まれていない)。
- ・機器購入、輸送費、オフィス設置など。機材は税抜き価格が支援される、光熱費等に
- ・障害労働者一人当たり最大1000€支援。
- ・必要書類:状況およびコスト説明書、見積書か領収書、雇用義務対象者の証明書ある いは申請書、雇用日や契約形態を記載した証明書、銀行口座証明。

### 4 新規、既存の障害者個人事業主への財政支援

- ・Agefiphの起業支援を受けた雇用義務対象者が経営する小規模企業が対象。
- ・支援金1500€、個人ではなく企業に支払われる。
- ・適用条件: 2017/1/1から2020/3/13の起業であること、Agefiphへの支援申請が 2019/12/31以前になされていること、従業員10人以下であること、課税所得6万6以下であること、破産手続等の対象でないこと。
- ・必要書類:3ヶ月以内の現在事項全部証明書あるいはSIRENE通知書、雇用義務対象者で ある証明 (または更新申請書のコピー) 、適用条件を満たしている旨の経営者による証

## 5 休業の障害者個人事業主への財政支援

- ・Agefiphが提携している保険 (Trousse de Première Assurance) 加入者が対象、シテ 企業家財団が支払いを行う。
- ・子供の世話などによる休業を含み、10日間の就業停止を要した者。

#### 6 障害者個人事業主へのカウンセリング

- ・最近3年にAgefiphの支援を受けた障害者個人事業主が対象。
- ・上記「新規、既存の障害者個人事業主への財政支援」の補足として10時間の関連カウ ンセリングを受けることができる。またAgefiphの業務委託者の提案により行われること もある。

## 7 国民生活に必須の職種従事者に対する移動、住居、食費等の還付

- ・対象障害労働者:医師、看護師、介護士など保健関連業務(公共部門を除く)、国民 生活の必須の業務、専門職、企業に必須の業務につく者。
- ・移動、住居、食事に要する費用として一日最大200€、Agefiphの障害者キャリア形成支 援金 (Aide au parcours vers l'emploi) とは重複しない。
- ・必要書類:労働のための移動である旨の雇用主の証明書、当該の見積書ないし領収 書、雇用義務対象者である証明書、雇用日や契約形態を記入した雇用主の証明書、銀行

## 8 研修生、見習労働者に対する遠隔教育支援

- ・雇用義務対象者で、CRP (職リハセンター)を含み、遠隔での訓練や研修を受ける
- ・パソコン、ブリンタなど必要機器の購入に対し、最大5006。 ・必要書類:遠隔で行われる教育内容の説明書、当該の見積書ないし領収書、雇用義務 対象者である証明、受講証明、銀行口座証明。

## 9 Agefiph短期研修生への報酬と社会保障の維持

- ・Agefiphの支援を受けた短期研修 (Formations Courtes) を受講する者が対象。
- 現行の報酬と社会保障を維持。
- ・研修が開始され遠隔にて行われている場合、研修は3/16以前に開始されたが延期され ている場合、3/13以前であってもコロナリスクに関連して研修参加を取りやめた等の場

## 10 障害者への電話による心理カウンセリング

・対象:雇用義務対象者である求職者、労働者、個人事業主など、また申請中であって A 3 A TRITIASTANA は CON A A TRITIC A

## 表3 緊急特例支援6月版(6/22発表)変更・追加

活動再開に適応した支援。特別支援は9/30まで適用されるが、障害者個人事業主支援は 12月末まで。必要書類にAgefiphの申請書が追加。

#### 3 テレワーク環境整備への財政支援 [変更]

・企業のオフィスでの就業再開が不可能であるときに利用可能。

#### 5 休業の障害者個人事業主への財政支援[補足]

当初Agefiphの支援を受けていなかった障害者個人事業主はシテ企業家財団の保険加入 次第、支援を受けることができる。

### 7 移動に関する支援 [変更]

- ・雇用義務対象者である従業員、研修生が対象。
- ・移動費用として一日最大100€支援、Agefiphの障害者キャリア形成支援金(Aide au parcours vers l'emploi) とは重複しない。
- ・必要書類:産業医等による公共交通機関利用を推奨しない旨の証明書、当該の見積書 ないし領収書、雇用義務対象者である証明書、雇用日や契約形態を記入した雇用主の証 明書 銀行口座証明書

### 8 研修生、見習労働者に対する遠隔教育支援 [変更]

・必要書類:遠隔で行われる旨の教育機関による証明書、当該の見積書ないし領収書、 雇用義務対象者である証明、受講証明、銀行口座証明。

### 9 Agefiph短期研修生への報酬と社会保障の維持[補足]

・既に報酬がAgefiphによって負担されている研修生。支援は自動で行われる。

## 11 新型コロナ予防措置のためのコストにかかる支援[追加]

- ・障害者やその周囲の者の予防にかかる活動再開期の経費(フェイスシールド等)
- ・FFPマスク、一般マスク、代用マスクは不可。手袋、オフィス等の清掃消毒、床面の標 識設置など。備品は税抜き価格が補償。
- ・必要書類:見積書ないし領収書、雇用義務対象者の証明ないし申請書、雇用日や契約 形態を記入した雇用主の証明書、銀行口座証明書。

# 表4 緊急特例支援8月版(8/13発表)変更・追加

障害者個人事業主支援および交互契約向け支援は12月末まで。

#### 7 移動に関する支援「補足」

- ・対象者に職リハセンター (CRP) の研修生、障害者個人事業主を追加。
- ・必要書類に対面受講証明(研修生)、事業主である証明(個人事業主)を追加。

## 11 新型コロナ予防措置のためのコストにかかる支援[補足]

・必要書類:見積書ないし領収書、雇用義務対象者の証明ないし申請書、雇用日や契約 形態を記入した雇用主の証明書、銀行口座証明書、コストに関する説明書。

## 12 見習契約雇用支援[追加]

- ・従業員250人以下の企業で、2020年5月以前に障害労働者を見習契約にて雇用してお り、申請時に契約が履行され2020年8月31以降も継続する場合。
- ・支給額が労働者の年齢により変動 (21歳以下:1500€、21-35歳:2000€、35歳以上: 2500€)
- ・通常率の見習契約支援金とは重複可能。支給は一回のみ。
- ・必要書類: Agefiph 申請書、当事者による署名ないしそれを証するメール、1ヶ月以内の労働者が勤務していることを証する書類、雇用主の銀行口座証明、もしすでに見習契 約支援を受けている場合にはそのコピー。

## 13 職業化契約雇用支援「追加」

- ・従業員250人以下の企業で、2020年5月以前に障害労働者を職業化契約にて雇用してお り、申請時に契約が履行され2020年8月31以降も継続する場合。
- ・支給額が労働者の年齢により変動(40歳以下:1500€、40-50歳:2000€、50歳以上: 3000€)
- ・通常率の職業化契約支援金とは重複可能。支給は一回のみ。 ・必要書類:Agefiph申請書、当事者による署名ないしそれを証するメール、1ヶ月以内 の労働者が勤務していることを証する書類、雇用主の銀行口座証明、もしすでに職業化 契約支援を受けている場合にはそのコビー。

## 【参考サイト】

- 1) Agefiph サイト: https://www.agefiph.fr 2) オヴニ紙サイト: https://ovninavi.com 3) フィガロ紙サイト: https://www.lefigaro.fr
- 4)フランス法令集DB: https://www.legifrance.gouv.fr

# 【参考資料】

- Agefiph : « Communiqué de presse », Agefiph (6 avril 2020).
   Agefiph : Mesures exceptionnelles pendant la période de crise sanitaire Covid-19, Agefiph (avril, juin, août 2020).
- 3) Agefiph Bretagne: « Mesures exceptionnelles Crise sanitaire Covid 19 », Agefiph (10 avril 2020).

  4) Agefiph Normandie: « Modalités d'intervention spécifiques pandémie Covid-19 », Agefiph (11 mai 2020).
- 5) Agefiph Pays de la Loire : « Les mesures exceptionnelles prises par l'Agefiph pour lutter contre la propagation du Covid 19 », Agefiph (19 mai).